

第10回 共通課題対策ワーキング・グループ
議事概要

1. 日時：令和5年4月21日（金）17時30分～18時35分

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員） 菅原晶子（座長）、杉本純子（座長代理）、岩下直行、
佐藤主光
（専門委員） 住田智子、瀧俊雄、戸田文雄、田中良弘、落合孝文、小針美和
（事務局） 辻規制改革推進室次長、鈴木参事官
（ヒアリング出席者） 総務省自治行政局行政課 田中課長
内閣府地方分権改革推進室 木村参事官
デジタル庁デジタル臨時行政調査会事務局 楠目企画官
デジタル庁国民向けサービスグループ 宮西参事官
消防庁 鈴木審議官
消防庁予防課 渡辺課長
消防庁予防課危険物保安室 加藤室長

4. 議題：

（開会）

1. 「ローカルルールの見直しに係る基本的な考え方」について
2. 「規制改革ホットラインの処理方針」について

（閉会）

5. 議事概要：

○鈴木参事官 それでは、定刻になりましたので、第10回「規制改革推進会議共通課題対策ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、佐藤委員、スタートアップ・イノベーションワーキング・グループから落合専門委員、地域産業活性化ワーキング・グループから小針専門委員に御出席いただいております。

皆様、お忙しいところ、誠にありがとうございます。

本日は、オンラインで開催しておりますので、会議中は雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、御発言の際はミュートを解除していただき、御発言後は再度ミュートにさせていただきますよう御協

力をお願いいたします。御発言いただく際は、「手を挙げる」ボタンを押していただきますと、菅原座長より順番に示させていただきます。

なお、進行時間を厳守したく存じますので、大変恐縮に存じますが、御質問につきましては要点を絞ってコンパクトにお願い申し上げます。

以降の議事進行につきましては、菅原座長にお願いしたく存じます。

菅原座長、よろしくをお願いいたします。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、正式な登録をしている方々は通信環境が問題ない場合には画面をオンでお願いします。少なくとも御発言するときは画面オンで御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事「『ローカルルールの見直しに係る基本的な考え方』について」に議論をさせていただきます。

ローカルルールの見直しについては、昨年10月に行われました規制改革推進会議の本会議において、基本的な考え方を整理し、分野横断的な見直しを実施することを会議決定しております。

また、共通課題対策ワーキング・グループでは、就労証明書に係る標準様式やオンライン化の実現、また消防用設備に係る行政指導指針等の公開など、地方公共団体ごとに取扱いが異なるローカルルールの個別事案について議論を重ねてまいりました。

今般、本会議決定に即して、これまでのローカルルールに関する数次の議論を踏まえ、「ローカルルールの見直しに係る基本的考え方」の案文を当ワーキングの田中専門委員を中心にワーキング・グループにて取りまとめを行いました。

本日は、関係省庁の総務省様、内閣府地方分権推進室様、またデジタル庁様、消防庁様にも御参加いただいております。

今日も、委員、専門委員の皆様から、より充実した内容になりますよう自由闊達な御議論をお願いしたいと思います。また、関係省庁の皆様もぜひ御発言、コメントをいただければと思っております。

まず、田中専門委員から基本的な考え方の御説明をお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田中専門委員 ありがとうございます。

僭越ではございますが、御指名を頂戴しましたので、私から「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」の案について御説明いたします。

初めに、基本的考え方の案を取りまとめるに当たり、規制改革推進会議の委員、専門委員の皆様や関係省庁の皆様から貴重な御意見を賜りましたことに感謝申し上げます。

合理性に乏しいローカルルールを見直し、行政事務の効率化や国民及び事業者の負担軽減を図ることで、社会全体のコスト削減に取り組んでいく必要があるということにつきましては、異論がないところだと思われま。本日は、御出席いただきました皆様と問題意

識を共有した上で、基本的考え方の取りまとめに向けて御意見を頂戴したいと存じます。

それでは、1の「ローカルルールの見直しの必要性」から御説明いたします。

ここでは、なぜローカルルールの見直しを図る必要があるのかについて、総論的な問題意識を示しております。冒頭のローカルルールの定義についてですが、今回見直しの対象となるローカルルールについては、地方公共団体が条例等で定めるローカルルールだけでなく、国の出先機関におけるローカルルールや運用によるローカルルールも含まれますので、定義自体は広く取っております。

また、ローカルルールは、それ自体は価値中立的なものでして、メリットとしましては地域の実情に応じた独自の政策実施を可能とする一方で、デメリットとして、地域ごとに異なるルールが国民や事業者にとって負担となっていることが指摘されております。

そこで、どういったローカルルールを今回の見直しの対象とするかが問題となりますが、これまでの規制改革推進会議の取組の中で取り上げられてきたものを整理しますと、まず地域独自の書式・様式等のローカルルールが我が国におけるDXの妨げとなっていることが指摘されております。また、法令に違反するローカルルールあるいは地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルルールの存在が、国民や事業者にとって負担となっているだけでなく、各種制度や行政に対する不公平感、不信感を助長することにもつながりかねないということも指摘されています。そこで、今回の基本的考え方では、これらを見直しの対象として取り上げることとしております。

規制改革推進会議では、これまでもデジタルファースト、ワンスオンリー、書式・様式の統一の3つの原則にのっとり、国や地方における行政手続の簡素化に取り組むとともに、国民や事業者にとって過大な負担となっていた個別分野におけるローカルルールの見直しに取り組んでまいりましたが、今後も、政策においては地方自治の精神を尊重しつつ、国民や事業者から合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課しているのではないかと指摘があるローカルルールについては、国において地方公共団体の意見を聴くなどすることにより、地域における実態等を把握した上で、必要に応じて助言や法令改正を行うことなどにより一層の見直しを図り、デジタル技術の発展に伴う新たな産業構造の基盤を構築すべきであると考え、適切なローカルルールの見直しに向けた基本的考え方を示したいと考えております。

次に、2の「重点的に見直しを図るべきローカルルール」について御説明いたします。先ほど説明しましたように、今回の基本的考え方では、これまでの規制改革推進会議における行政手続部会やデジタルガバメントワーキング・グループ、あるいはこの共通課題対策ワーキング・グループ等での取組を踏まえまして、行政手続上のローカルルールと法令に違反するローカルルール、そして、地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルの3つを見直しの対象として整理しております。

順番に御説明いたします。

まず、(1)の行政手続上のローカルルールです。行政手続を行う者が近隣の住民や事

業者に限られ、かつ多くの者が役所に赴いて手続を行っていた時代とは異なり、現在では、社会・経済活動の広域化に伴い、行政手続の対象者が多様化するとともに、情報通信網やデジタル技術の急速な発展に伴い、従来は対面で行われていた多くの民間手続が非対面で実施されるようになっていきます。このような時代の変化の中で、地域独自の書式・様式の使用や対面での手続を合理的な理由なく求めることは、国民や事業者にとって過大な負担を強いるものであります。

このような、国民や事業者から、合理的な理由なく過大な負担を課しているという指摘がある行政手続上のローカルルールについては、国において地方公共団体の意見を聴くことなどにより、地域における実態等を把握した上で、必要に応じて助言を行うことや法令改正をすることなどにより可及的速やかに見直しを図るべきであり、仮に地域の実情に応じてローカルルールを存続させる必要がある場合であっても、地方の判断で加除可能な全国统一の書式・様式等を使用することを認めるなどの方法によって、国民や事業者の負担軽減を図るべきだと考えます。

次に（２）の法令に違反するローカルルールについて述べます。ローカルルールについては、法令に違反している疑いのある運用が存在することが指摘されております。こうした法令に違反するおそれがあるローカルルールは、その是正についての判断を各地方公共団体の自主性のみに委ねるのではなく、法令所管省庁において、国民や事業者の指摘を踏まえて、定期的の実態調査を実施し、法令に違反すると認められる運用については積極的にその是正を求めるとともに、その実態を国民に公表すべきであると考えます。

さらに、（３）の地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルルールについては、法令に違反しないものであっても、各地域におけるルールのばらつきそれ自体が国民や事業者にとって過大な負担となり、場合によっては事実上の参入障壁として機能することがあります。

法令がローカルルールを許容している場合であっても、合理的な理由なく国民や事業者にとって過大な負担を課しているとの指摘がなされているローカルルールについては、国において、地方公共団体の意見を聴くなどにより、地域における実態等を把握した上で、性質上、全国的に共通の取扱いとすべきものについて必要に応じて全国共通の基準等を示すとともに、助言を行うことや、必要に応じて法令改正をすることなどによって、その見直しを図る必要があります。

また、法令所管省庁においては、このように国民や事業者から指摘があるローカルルールについては、ウェブサイト等で公開するなどして情報の収集や提供に努めるべきであります。

なお、地方公共団体においても、全国統一的な基準が定められているにもかかわらずローカルルールを設ける場合には、その内容についてウェブサイト等で公開するとともに、国民に対する説明責任の観点から、国民や事業者から指摘があった場合には、そのローカルルールを設ける理由を明示することが期待されます。

次に3の「見直しの視点」について述べます。まず、ローカルルールは、その内容もさることながら、地域によるルールのばらつきそれ自体が国民や事業者にとって負担となっていることに留意する必要があります。そのような観点から、ローカルルールの見直しに当たってはその発生要因ごとに異なる対応が必要だと考えます。

第1に、法令に違反するローカルルールについては、国において法令解釈の周知徹底を図るとともに、必要に応じて法令改正を行い、ローカルルールの原因となる曖昧な文言等を見直すべきであると考えます。

第2に、法令がローカルルールを許容している場合であっても、国民や事業者から、地域によって異なるルールを採用する合理的な理由がないとの指摘があるものについては、国民や事業者の負担軽減の観点から、法令所管省庁において、地方公共団体の意見を聴くことにより、各地域における実態を把握した上で、性質上、全国共通の取扱いとする必要があるものについて、必要に応じて統一的なモデルを示すことや助言を行うことにより、その見直しを図る必要があります。

第3に、地方公共団体が実施する行政指導が事実上ローカルルールとして機能することがあります。行政指導するに当たっては、それが相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであり、従わなかったからといって不利益な取扱いをしてはならないという原則を徹底するとともに、相手方に法令や条例に基づくローカルルールであるとの誤解を招かないよう十分に配慮すべきであると考えます。

次に、デジタル化が進展する中で必要となる対応ですが、先ほど述べましたように、法令に違反するローカルルールや、地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルルールの見直しは、社会のデジタル化が進展する中で、従来以上に重要な課題となっています。また、地方公共団体にとっても、デジタル技術を活用して定型的な業務を効率化していくことは喫緊の課題となっています。

こうした中、国民や事業者の負担軽減を推進するため、先行事例を横展開し、国として分野横断的な視点でローカルルールの見直しに取り組む必要があると考えます。また、地方公共団体がシステムやデータベース等の整備を行う際には、利用者及び地方公共団体の双方にとって合理的な行政手続につながるよう整備を行うことが求められます。

このような観点から、各省庁においては、必要に応じてデジタル庁と連携し、地方におけるシステム整備等に当たり、地方公共団体の意見を聴きながらシステム設計やデータ設計の標準案を示すことに努めるべきであると考えます。また、地方公共団体におきましても、できる限り他の地方公共団体との共通化に努めることが期待されます。

さらに、これまでの規制改革の取組と同様、法令に違反するローカルルールや、地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルルールの見直しにおいても、事業者目線での取組が重要であると考えます。例えば、標準様式の導入や行政手続のオンライン化を検討するに当たって、システム改修や運用変更による一時的な行政の負担増を理由に従前の運用を継続することは、行政の負担を国民や事業者に転嫁するものというだけでなく、社会

全体のコスト削減に反するものであると考えます。

また、国においては、法令の解釈や運用等を検討するに当たって、事業者目線で文言の多義性や運用のばらつきがないかを精査し、それが事業者等にとって負担となっている場合にはその見直しに取り組むべきであると考えます。

こうした観点から、各省庁においては、法令に違反するローカルルールや地域的差異を設けることが合理性に乏しいローカルルールの見直しを検討するに当たり、事業者にヒアリングを実施するなどして、事業者目線の実態の把握に努めるべきであると考えます。また、地方公共団体においても事業者の意見を聴くことが期待されます。

続きまして、4の「ローカルルール見直しに向けた近時の主な取組みの事例」です。時間の関係で読み上げることは省略いたしますが、介護分野におけるローカルルール等による手続負担の軽減、保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減、農地転用許可制度における運用のばらつきの見直し、そして、消防の設備等に関する基準の公開・統一について、近時の共通課題対策ワーキング・グループでの取組を記載しております。

私からの説明は以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

委員、専門委員の皆様、また関係省庁の皆様も御意見がございましたら挙手をお願いいたします。いかがでございましょうか。

それでは、佐藤委員をお願いします。

○佐藤委員 ありがとうございます。

私、普段は医療・介護・感染症対策ワーキング・グループですけれども、今回は特に介護事業者に関する事務手続のローカルルールがあったものですから、その関係で出席させていただいております。

全体的に方針、方向性はこれでよろしいのかなと思うのですけれども、2点ほど申し上げるとすると、一つはやはりフォローアップが必要かなと思います。まず、通知でよくあるのですけれども、言いつ放しで、その後どうなったのかということ。途中、地方の実態を踏まえた上でという話もありますので、やはり何らかのフォローアップ、現状把握が必要かなと思いました。

また、私はあちこちで申し上げているのですけれども、彼らは必ず地方自治だからと言うので、政策決定は地方自治ですけれども、業務、仕事の仕方の標準化はこれからの基本であるということ。この辺は徹底すること。

何度も説明責任という話が出ていますとおり、ローカルルールを設けるのは、その説明責任は自治体側にあるのだということはかなり強く現場のほうに言う必要があるかと思えます。

また、フォローアップのときに、現場の実際の担当者が、例えば仮にローカルルールを除けない、あるいはシステム改修がなかなかうまくいかないとしたら、何がボトルネック

なのかということ、この辺もきちんと把握しとく必要あるかなと思いました。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

戸田専門委員、小針専門委員、続けてお願いします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

地方自治体のほうも、ローカルルールをつくりたくてつくっているわけではないということがあると思います。要は、新たな法案ができたときに、隣の市町村の状況を確認しながら手続を決めるみたいなことをやる余裕もないですし、実際にそんなことをやっている自治体はほとんどないと思うのです。そうすると、必然的に法令の粒度が粗い場合にはローカルルールは自然発生的にできてしまうことになると思うので、このために今、自治体の標準化で、1500億もかけてばらばらになったものを再度標準化するみたいなことをやっているわけです。初めから標準化の仕様ができていれば、こういったことをしなくても済むわけですね。

ですから、霞が関で法律をつくって地方に適用する場合には、その法令の詳細について規定した上で地方のほうに適用していかないと、同じことが繰り返し起きてくるのではないのでしょうか。1500億を定期的にかけてはいけない事態になる。要は、仕事のやり方自体を変えていく必要があるので、今回基本方針を示されているのですけれども、これの具体的な運用について今後規定していく必要があるのではないかと思います。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

何人か委員の方から御発言いただいた後に、関係省庁さんからもそれに対するコメント等をいただければと思いますが、今の佐藤委員、戸田専門委員のコメントに対して関係府省庁さんから特にございませんか。

なければ、委員・専門委員の意見を続けていただきます。小針専門委員、落合専門委員の順番でお願いします。

○小針専門委員 御説明ありがとうございました。

全体的な内容として異論はないのですけれども、2点気になるところがあって、一つは自分が市町村で施策を執行する立場だとすると、何をしたらよいのか分かりにくいなと思う部分があります。

地域的差異を設けることが合理性に乏しいというのは、行政上の手続でも地域的差異は発生するので、何が問題なのか、受ける側が何をすべきなのかというのがきちんと分かるようにすべきだと思います。ワーディングなのかもしれないのですけれども、そこは気になるところです。

また、標準化すべきということが前提にあるということがもっとシンプルに伝わっていくようなメッセージが初めに必要だと思います。その辺りは、どうしてそのワードを選ばれているのかを教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○菅原座長 ありがとうございます。

では、落合専門委員の御回答を受けてから、小針専門委員からの御質問は田中先生のほうでコメントをいただければと思います。

落合専門委員、お願いします。

○落合専門委員 ありがとうございます。

これは非常に重要な取りまとめになっているとっております。実際にデジタル化の実装を進めるに当たっては、現場で共通してデジタルツールが使いやすくなるような状況になっていることが大事だと思いますので、ここの取りまとめの内容を踏まえて整備をされていくことが非常に重要ではないかと思っております。

このように、既にかなりつくり込まれている部分はございますが、若干何点かさらに追加できるというのではと思うところもありますので、コメントさせていただきたいと思っております。

1番の「ローカルルールの見直しの必要性」についてですが、個人情報保護法の2000個問題の際にもあったと思いますが、やはりルールが多過ぎるということで、場合によっては阻害要因だけではなくて事業を断念する場合もあるように思っております。それによって令和3年法改正などもされているかと思っておりますので、もう少し厳しい状況が生じていることもあることを書いていただければという点があります。

その次の3の(1)について、法令だけではなくて政省令や告示等も含むような形が考えられます。第1に、法令がナショナルルールを定めている場合であってもというのが、介護の場合でも逆に省令に書くことによってローカルルールの解消を図ったこともあって、逆の場合もあるかと思っておりますので、政省令、告示等も含むような形がいいと思っております。

第2点の関係では、法令で許容している場合とされていますが、法令で許容している場合であっても、昔つくった法令ということがあると思っております。現時点で合理的な理由がないような内容、規制改革推進会議で議論をしていると出会うことが多いような気はしますが、そういう場合には見直しをするべきではないかと思っております。また、第2点との関係では、消防庁様との議論の中でも、例えばローカルルール自体がどこにあるのかを調査して公表すること自体も負担軽減につながるのではないかという議論もあったかと思っております。そういった点を追記していただいたり、モデルを示すに当たっては、ルールの内容だけではなくて運用の在り方も示していただくことが重要かと思っております。

また、第3の関係では、佐藤先生も先ほどおっしゃっていたように思いますが、最終的には1回措置するだけではなくて、問題が解消されるまで、必要であれば何度も措置を繰り返さなければならないことがあると思っております。

個数が多くて恐縮ですが、(3)の事業者目線でのローカルルールへの対応については、問題があるような場合に、事業者が解消に取り組むべきであるとして書いてあるのですが、事業者だけで解消できるものなのがあるように思います。これはむしろどこかの省庁に、内閣府なのか、デジタル庁にするべきなのか、総務省にするべきなのかはいかんとも言い

難しいところではありますが、省庁とも協力してということ、省庁に御連絡いただくような形にしたほうが良いのではないのでしょうか。事業者だけでは無理な対応もあると思いますので、そういった点に御配慮いただければと思っております。

ちょっと多くなりましたが、以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、田中先生のほうからコメントがあればお願いします。

○田中専門委員 ありがとうございます。

まず、小針専門委員から、どういった理由でこのワードを選んだのかという御質問をいただきましたが、限定に限定を重ねているという点が規制改革の観点から気になるという御指摘だと理解しました。最初に申し上げましたように、ローカルルール自体は価値中立的なものでして、社会にとって大きなメリットがあるものもあり、まさに政策実施におけるローカルルールがそれに該当すると思いますが、そういったものについては今回の見直しの対象にすべきではなく、地方分権の精神や地方自治の考え方を尊重すべきであると考えます。ローカルルールそれ自体を否定し、全てについて標準化を図るべきではないことから、今回の基本的考え方では、見直しの対象について、「地域的な差異を設けることが合理性に乏しいローカルルール」という表現としております。

続きまして、落合専門委員から、法令について、法律や政省令だけではなくて告示も含めるべきでないかという貴重な御指摘をいただきましたので、表現について検討したいと思っております。

また、3の「見直しの視点」について、フォローアップが大事だというのは、佐藤委員から御指摘いただいた点も含めてそのとおりだと思います。そのことを当然の前提として取りまとめたつもりでしたが、確かに言葉としては記載されていないことに御指摘を受けて気がつきましたので、記載する方向で検討いたします。

落合専門委員からいただいた3の(3)への御指摘につきましては、落合専門委員と問題意識は共通しております、一文が長い私の悪癖があつて主語と述語が分かりにくくなっていますが、見直しに取り組むのは事業者ではなく国だという前提で起案しており、今回の基本的考え方において、事業者がローカルルールの解消に努めるべきだと指摘することは想定しておりません。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

ご発言頂いた委員・専門委員の御意見を文書に反映したいと思っております。他に御意見、あるいは事務局のほうから何かあれば、どうぞ。

○落合専門委員 私は、あまりにも多数のコメントを申し上げてしまったので良くなかったのですが、田中先生ともう一往復ぐらいできればいいかなと思います。

ローカルルール自体の調査の点と、モデルを示すだけや、ルールの内容だけではなく、運用の在り方なども整備していくことも大事かなと思いましたが、いかがでしょうか。

○田中専門委員 私もそのように考えております。モデルを示すだけでいいというものではないというのは当然のことだと思いますので、それが分かるように表現を検討させていただきたいと思います。

○落合専門委員 ありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 私から1点。

素朴な疑問で、今回のローカルルール見直しに係る基本的な考え方を恐らく全ての自治体に対して通達というか知らせることになると思うのですけれども、自治体は1,700もありますので、かなりメッセージは明確でないといけないと思うのですね。

確かに、地方自治の観点からローカルルールをある程度許容するべきだという意見があるのは分かるのですが、デフォルトは標準化であると。特段の説明責任を果たした上でローカルルールが認められる場合があるという形にしておかないと、人によって許容範囲というのは、合理性に欠くと言われても合理性の程度が人によって感覚が違うとなると、かなり明確なことを言うておかななくてはいけないかなという気がします。

ただ、今回、就労証明とか介護とか幾つかの事案は出ていますけれども、ローカルルールと言われても、担当者は自分がローカルにやっているの、何がローカルルールか分からないので、こんなのがあるのですよ、こんなのがあるのですよという事例集みたいなのを作って、できるだけそういう形で、ローカルルールの見える化を図っていくことはやっていいのかなという気はしました。

もちろん実際にやられているなら、そういう取組を進めていかれるといいのかなと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

地方自治体へのメッセージとして明確に伝わるように工夫をしたいと思いますが、事務局から、基本的な考え方の取扱いを、確認を含めて皆さんにお伝えいただけますか。

○鈴木参事官 こちらにつきましては、できましたら今回のワーキングの議論を踏まえまして、皆様の御意見も適宜追加させていただきまして、本会議で決定をいたしまして、そこで規制改革推進会議としての意見書として取りまとめて、それをもって各自治体の方に御参考として見ていただくような形になっていくと思います。そこに至るまでに、各自治体の方にも分かりやすいような文章にしていくことが必要だと思いますので、その観点を踏まえてさらに修正していきたいと考えております。

○菅原座長 各自治体に今回の取りまとめがきちんと届けること、また、先ほどから御意見いただいているように、これをどうフォローアップしていくか、その仕組みをつくるのがポイントとなりますので、その辺りも含めて、引き続き事務局も含めて検討させていただければと思っております。

それでは、杉本座長代理、瀧専門委員と続けてお願いします。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

今までの落合先生とか佐藤先生のお話、フォローアップ等についての議論をお伺いしていますと、今の基本的な考え方はこれまでに取り組んだ直近のローカルルールの見直しの事例紹介で終わってしまっているのですけれども、例えばその後に、今後規制改革推進会議としてローカルルールの見直しに対してどういう方針で取り組んでいくのか、今後の取組の方法とか方針などについて、最後にまとめのような形で、これからも取り組んでいきますよというような趣旨で加筆することも可能なのではないかなと。そうすると、まとまりも出てきますし、そういったこともあるのではないかなと思いました。

その際には、今ある既存のローカルルールに対しては今後どういうふうに規制改革推進会議として取り組んでいくのかということと、かつ、これからは標準化が原則であって、新たな地域的な差異を設けることが合理的に乏しいローカルルールというものがまたさらに新しく生まれてこないようにといたしますか、生まれてくることを予防するようにどういう取組をしていくのかということに分けて方針を立てると分かりやすいのかなと思うのですけれども、これは田中先生にお聞きするのがいいのか、事務局にお聞きするのがいいのか、そういった案もあるのではないかなと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

続きまして、瀧専門委員のほうからお願いします。

○瀧専門委員 瀧でございます。

従前、この内容の検討段階から関わってきた中で、これも加えてもいいのではと思ったことがあります。

今回、原則として標準があり、イレギュラーパターンとしてローカルルールをシステム側でつくりたい場合にはちゃんと説明責任を果たしましょうという、世界によってはコンプライ・オア・エクスプレインとか、いろいろな表現をする形になっているわけですが、どんな説明責任を果たせば十分なのかが、先ほど小針専門委員の表現を聞きながら思ったのは、実際に地方自治体の意思決定者側が使いやすいものにしないといけないなと思っています。説明責任を果たせば、逆にここまで独自のことをできるといった要素も要るのだと思っています。

コストベネフィット分析がされていることが重要です。ローカルルールをあえて持ち出すことはコストですけれども、それよりもちゃんと大幅にベネフィットがあるのだと。コストの中には社会の外部性とか、システムを新たにつくるときにコストが余計にかかる要素もあれば、ほかの県から異動してきた人が「何だ、これ」というふうに躊躇することとか、いろいろなものがそこには含まれてきてしまうのですが、それよりもしっかりと上回るベネフィットがあるのですよということを実践することがちゃんと説明責任の中には含まれてくるのかなと思っていますので、費用便益をちゃんと示すことが、例外をもし

許容するというのも制度の中の一部ではあるので、その要諦として記載することができればと思いましたが次第です。

それをどれぐらいの粒度でやるかとか、いろいろな細かい手とり足とりはあると思うのですが、この一言を盛り込んでみてもいいかなと思いました。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

田中先生にコメントをいただく前に、フォローアップに関しましてはこれまでも何名かの委員の方からも御指摘がありましたので、今の杉本座長代理から御指摘がありました今後の取組方針について具体的に書くことも検討したいと思います。

それから、瀧専門委員から御意見がありました、自治体側から見て何をすればいいのか、どういうふうにするべきかを分かりやすくすることを検討したいと思います。自治体がローカルルールを課す場合はコストベネフィット分析など説明責任を果たせる形にすべき等で何らか追加できるかも検討してみたいと思います。

田中先生、事務局のほうからも追加でコメントございましたらお願いします。

○田中専門委員 今、座長からおっしゃっていただいたことと、まさに同じ考えですので、私から追加することは特にございません。

○菅原座長 事務局もよろしいですか。

○鈴木参事官 今御意見いただいた取組方針を含めて、取りまとめについて検討を進めていきたいと考えております。

○菅原座長 ありがとうございます。

では、次に進ませていただきます。岩下委員、落合専門委員の順番でどうぞ。

○岩下委員 遅れて申し訳ありませんでした。前の審議会が延びてしまって、最初のところは聞けなかったのですが、もしかしたら皆さんがもう既に議論したことについて申し上げてしまうかもしれませんが、それは議論済みですと言ってください。

今回の資料、特に具体例のところは就労証明書を書いていたことは大変ありがたかったです。この議論は規制改革推進会議ですずっとやってきましたし、これまで内閣府の子ども・子育て本部さんが取りまとめであって、今度、こども家庭庁になるわけですから、そこでぜひこの話を、せつかく新聞に大きく、河野大臣と小倉大臣が握手をして、こういうふうに変えることになりましたというふうにあんなに大きく出たのに、貧弱な結果になってしまうというのはできれば避けてほしいなと心から思っております。

ただ、正直に言うと、これは相当ハードルが高いと思います。私は実際に幾つか最近調べてみて改めて驚いたのですけれども、自治体によって保活のポイント制度のルールが本当に違うのですね。なので、少なくとも就労証明書だけは統一書式にしたほうが絶対がいいと思うのですけれども、隣り合った東京都の区とか市は、何でこんなにわざと違えているのだと。私は世田谷区の端っこに住んでいるので、歩いて1～2分で品川区に出るのですけれども、世田谷区と品川区でそもそも書類の名前からして違うのはびっくりしました

し、そんなものがあふれていて、そう簡単には収まらないだろうなというのが何となく見えていて、そうすると、また第何次の議論をやらなくてはいけないのかという感じなのです。

冒頭のところに、法人が昔と違ってもう電子的につくる時代なのに、それができないのは困ってしまうではないかということを経論のところに書いていただいているのを、その辺を含めてしっかり自治体の方々に刺さって、自治体の区に住んでいらっしゃる方々の勤め先ですから、そんなにひどいことをしなくていいのではないかと皆さんに思ってもらえたらいいと思うのです。ただ、これは悩ましいということ。これはコメントです。

もう一つは、これも非常につまらないと言えればつまらないのですけれども、農地転用許可のところの「不適正な運用」というのは、これだけちょっと強い感じがするのです。ほかの上のところは、本文のところは「不適切」と書いてありますし、不正とか不適正と書いてあるものはここだけだったような気がするのですけれども、これはどうなのでしょう。公の文章で「不適正」と言ってよいのだろうかというのは、ちょっとだけ心配になったのですが、それについて、こうこうこういう理由で明らかに不適正と言っても行政上の書類として問題ない、明らかに不適正であるということであればいいのですが、言葉を選んだほうがいい部分があれば、ここはどきっとするなと感じたので、それだけコメントです。よろしくをお願いします。

○菅原座長 ありがとうございます。まず、事務局からどうぞ。

○鈴木参事官 今の農地転用のところにつきまして、確かに「不適正」という用語で正しいのか、農水省様にいま一度確認させていただこうと思います。

○岩下委員 そうですね。そうしていただくのがいいと思います。これを見て、市町村の方が不適正ではないだろうと言われても困るので、つまらない話ですが、よろしくをお願いします。

○菅原座長 ありがとうございます。

前半の就労証明書のフォローアップは、岩下委員がおっしゃるように、これは長年の懸案で、確実に実行できなければ意味がないところですので、フォローアップは重点項目の一つとしてしっかり対応していきたいと思っております。

文言の件は、既に今日御出席の関係省庁様にもチェックいただいているのですが、農水省などチェック頂くところもありますので、もう一度見直しまして、所管官庁に確認いただきたいと思っております。

田中先生から何かありますか。

○田中専門委員 4につきましては、これまでの取組をまとめたものであり、公表された各文書の中で用いられた言葉を使っているため、統一が取れていないのだと考えられます。もう一度検討したいと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、落合専門委員、お願いします。

○落合専門委員 ありがとうございます。

先ほどの瀧専門委員の話聞いていて、説明のお話があったと思うのですが、全体の書きぶりの中でどのくらいの強さにするのか、もしかすると揺れている部分もあるのかもしれないと感じました。

例えば2の(3)のほうでは、自治体のほうに、説明責任の観点から指摘があった場合にはローカルルールを設ける理由を明示することが期待されるとされている一方で、もう少し強い形で、ローカルルールを見直すことはかなり重要ではないかと1のほう言われている部分もあります。特に2の(3)などを見ると、必ずしもコンプライ・オア・エクスプレインでもなく、エクスプレインもしないけれども、許される場面もありそうな文面に見えまして、もうちょっとだけ強い感じのトーンになるべきかと思いました。一番低いレベルでも、説明は最低限してくださいということはあるなどは思いました。これは個別のここだけを見ればいいのかどうかがありますが、全体としてそのトーンをどのくらいにするかを御調整いただければと思いました。

2点目が、今回のこの議論した内容について、デジタル臨調の事務局のほうも来られているので、一度デジタル臨調の方でも御紹介いただいて、デジタル臨調側でも横断的見直しを行っている中で参考に取り組ができる形を外から見て明確な位置づけにできるといいのかなと思います、これは御検討いただければと思いました。どちらかという、事務局とデジタル庁に御検討いただければと思った点です。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

後者はデジタル臨調の事務局と調整をしてください。前者の表現の指摘は、落合専門委員の御意見は私も検討プロセスで感じていたところなのですが、これは地方自治の精神との関係もありますので、どこまで言い切れるかという表現の難しさがあるため、今日御出席いただいている関係府省庁さんと協議させていただいている中で、現時点で折り合いがついている範囲で対応しておりますが、これからの修文や追加する過程で工夫ができるか考えてみたいと思います。

田中先生のほうからも一言、どうぞお願いします。

○田中専門委員 表現に不整合な点があるという御指摘はもっともでして、しっかりと受けとめたいと思います。お示した案は、国の省庁に対してはある程度強い表現となっているのに対し、地方公共団体に対しては地方自治に配慮した表現となっておりますが、あらためて検討させていただきたいと思います。

○落合専門委員 ありがとうございます。

ここは非常に難しい点といたしますか、実際の国全体の権限分掌にも関わるところだと思いますので、表現ぶりが難しいことはよく分かりますので、可能な範囲で、御調整がつく範囲でお願いできればと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

関係省庁様、これまで様々な意見が出てきましたが、これまで調整していただいたという御苦勞もあると思いますので、コメントをいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

総務省の田中課長、いかがでしょうか。

○総務省（田中課長） 事務的にはいろいろともう反映させていただいていると認識していますが、幾つかまだ申し上げている点があるので、そこはまた御検討いただければと思います。

合理性がないローカルルールについて見直していく、そのために国が助言とかの役割を果たしていくというのは十分理解できる場所だと思っておりますが、それぞれ事務の性質とかもあると思いますので、自治体の意見をよく聞いていただいた上で丁寧に進めていただくということがいいのかなと思っております。

以上です。

○菅原座長 分かりました。ありがとうございます。

内閣府の分権室の木村参事官、いかがでしょうか。

○内閣府地方分権推進室（木村参事官） 木村でございます。

我々としましては、地方からいろいろな提案を受けて制度改正を検討しておりますけれども、その中で、地方の事務負担が大きいということはかなり最近言われております。国から事務が降ってきたり、あとは通知、照会がたくさん来ますので、今回の文章につきましてはDXの観点からも自治体のプラスにもなるということでメッセージを発していただいて、お伝えいただければと思います。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

規制室の鈴木参事官、どうぞ。

○鈴木参事官 先ほど、表現の揺れのところの御指摘があったのですが、内閣府の事務分掌といたしまして、内閣府の行政各部の総合調整を取り扱うということをしております。一方、それを裏返して言いますと、地方公共団体に対して直接調整を図るという権限がないものですから、それを踏まえまして地方公共団体に対してはこういったことが期待されるといった表現にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、デジタル庁様、いかがでございましょうか。

○デジタル庁（宮西参事官） デジタル庁の宮西でございます。

マイナポータルを担当といたしまして、今回、就労証明書の関係に取り組んでいるところでございますが、引き続き関係者と連携しながら対応していきたいと思っておりますので、御

指導よろしく願いいたします。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、個別事案でこれまでかなり議論させていただきました消防庁様、いかがでございますか。

○消防庁（鈴木審議官） 消防庁の審議官の鈴木でございます。

今、全体の議論も聞かせていただきましたので、そういったことも十分踏まえながら、私どもとしては本日の（４）のところの消防の世界で、ここに書いていただいた趣旨を踏まえて対応してまいりたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○菅原座長 どうもありがとうございます。

委員、専門委員の皆様、あと数分ありますが、最後に何かありますか。

住田専門委員、どうぞ。

○住田専門委員 ありがとうございます。

全体的に国民、事業者向けのメリットがすごくしっかり書かれていて、行政のことも若干は書いてあるのですけれども、トータル的に省力化していくことで、業務をやられる皆様にとってもとてもメリットがあるというところをもう少し推して書いてもいいのかなと思いました。

具体的には、業務が標準化されることで無駄がなくなるというところもあると思いますし、ほかと違うことでのお問合せ業務も減るのかなというところもございますので、そういう点もしっかりお伝えしつつ、皆さんがそっちに寄っていったほうがいいなと思えるようになるというなと思いました。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、岩下委員の順番でお願いします。

○佐藤委員 住田さんが御指摘のとおり、これは公務員から見ても負担になっていますので、働き方改革の一環として、彼らの業務の簡素化という視点からもローカルルールの見直しが必要だという主張があっただけいいのかなと思いました。

今回は載らないかもしれませんが、ローカルルールを発見していくというプロセスもどこかで大切で、それは先ほど落合専門委員が言われたのか、何らかの意見書というか、駆け込み寺的なものを国レベルで持つということもあっただけですし、あとは国がデジタル化をこれから進めていく中においてボトルネックが出てきたときに、そこにローカルルールがあるということに気づく可能性もありますので、国サイドもローカルルールを探していくという作業があっただけいいかなと思いました。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

岩下委員、お願いします。

○岩下委員 規制改革推進会議で議論する中で、地方自治体の方々が定められているいろいろなローカルルールが問題になることは本当にこれまでいっぱいあって、地方自治体の方々はよかれと思ってというか、創意工夫の下に自治体が地方自治を行うという精神を発揮してされたのだと思うのですけれども、結果として今の時代にこういう問題が起こってしまったということはある意味不幸な流れになったのだと思うのです。

しかも、もう一つ不幸なのは、地方自治とか、地方に対して国があまり強権的なものを発動しないということがある意味でもう非常に強い政府のコミットメントになってしまう。国会なんかで、技術的助言以外は一切こうこうしろああしろということをしていませんみたいなことを毎年言わなくてはいけないのですよね。

そういうルールになっている上で、ローカルルールを見直してもらおうようにするというのは大変な、ある意味で、一切何も言いませんと言いながら、でも直してねと言うのはすごく言いにくいし、そもそもこの文章自体が技術的助言的なものと思うみたいなことを言われたらどうでしょうかとすごく悩むと思うのですけれども、そうは言っても放置はしておけないのですよね。問題は本当に多岐にわたりますし、いろいろな省庁にわたるので、そこについてどうやって上手に今の地方自治の理念というか、悪く言えば建前と、そうは言っても一定の縛りをしてもらったほうが良いと思っている自治体さんが多いのではないかと私は思うので、その部分について、これは皆さんが自主的に決めることなのだけれども、ここはこうやる必要があるよねと、その部分の言い方を上手に進めていただきたい。自治体の方に嫌だと言われてしまうと、この後、とても困ることになると思うので、ぜひよろしくお願いいたします。お願いであります。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。それでは、落合専門委員、瀧専門委員で終わらせていただきたいと思います。

落合専門委員どうぞ。

○落合専門委員 ありがとうございます。

私も、住田先生やほかの皆さんが言われたのと同様で、やはりDXをしっかり進めて業務負担を減らしていくという、国全体としての意欲をしっかり示しておくことや、ローカルルールの廃止の話もできるだけ業務の効率化・共通化を図っていくことにつなげる部分があると思います。そういうこと自体はデジタル庁で既に行われていることだと思いますが、そういう取り組みと歩調を合わせて頂ければと思います。国としては、そういう計画だったり、機能の提供はしっかり行っていこうと思っていることも書いていただけると、各省庁からも御指摘いただいた内容も反映できるのではと思いましたので、御検討いただければと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、瀧専門委員、お願いします。

○瀧専門委員 手短に、皆様の再掲的な部分であるのですけれども、業務が標準化できると、今後、公務員の方々もリモートワークをするときに、鹿児島で青森の人を雇えるとか、いろいろなことができるようになるのだと思っています。かつ、三層分離の議論を別のワーキングでやりましたけれども、分離の中でインターネット側でより標準化しやすいソフトが入っていくと思うのですよね。公務員自体も人手不足の時代を迎える部分があるのだと思っていますし、その面でもコスト効率が追えるというのは打ち出していきたいなど。本文に入れるか、今後になるのか分からないですけれども、そう思いました。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

最後にまた多々コメントをいただきましたが、本質的なところを御指摘いただいているので、その辺のニュアンスをきちんと書き込めるよう考えてみたいと思います。

取りまとめに御尽力いただいた田中先生、事務局、最後にコメントをください。お願いします。

○田中専門委員 本日は、貴重な御意見を数多くいただきましてありがとうございます。

最初に申し上げたとおり、目指すところにそれほど違いはないと考えておりますので、いただいた御意見を踏まえてしっかりと取りまとめていきたいと思っております。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

○鈴木参事官 事務局でございます。

田中先生がおっしゃるとおりと思っております。引き続き、検討させていただければと思っております。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、議題1についてはこれで終わらせていただきます。本日の御意見並びに、特に杉本座長代理から御指摘があった今後の取組方針などフォローアップもしつかりできるような形に文章をつくり込んでいきたいと思っております。共通課題対策ワーキング・グループにて、引き続き、検討致しますので、御協力のほどよろしく申し上げます。

本日御参加いただいております関係府省庁の皆様には、これまでも協議等々でかなり御尽力いただきましてありがとうございます。今日の議論を受けて、またしばらく協議・調整を続けさせていただくことになるかと思っておりますが、ぜひ御協力をお願いします。

また、事務局におきましても関係府省庁様と連携をして、ローカルルールの取りまとめをお願いします。

それでは、総務省様、内閣府地方分権室様、デジタル庁様、消防庁様におかれましては、本日は本当にお忙しいところありがとうございました。退出するボタンより御退室ください。

(議題1 関係者退室)

○菅原座長 最後に、規制改革ホットラインの処理について、事務局より説明をしてくだ

さい。

○鈴木参事官 事務局でございます。

ホットラインの処理方針でございますけれども、雇用保険受給の手續などにつきまして「◎」とさせていただきます。引き続き、フォローアップすることとしていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、何か御意見、御質問等はございますか。

岩下先生、どうぞ。

○岩下委員 項番1の出生届の捺印の件ですけれども、単純な質問です。

捺印はなしにしたはずなのですけれども、この回答で問題ないと思うのですが、事実として自治体ではまだ出生届に捺印を求めているのですか。事実関係として教えてください。

○菅原座長 事務局、お答えいただけますか。

○鈴木参事官 事実関係を確認しておりませんので、法務省で知っている範囲があるか確認してみます。

○岩下委員 確認するまでもないことだと思いますけれども、多分これは勘違いであって、今、婚姻届だけは印鑑を押しているとか何かテレビでやっていた気がしますけれども、自治体もこれは印鑑をなくしているのですよねという私の認識がもしかして違って、実は残っているのではないかと一瞬不安になったものですから、その辺の認識をもし教えていただければと思います。

○鈴木参事官 法務省ももう既に捺印を求める規定はないということで回答していて、周知の問題だということでございますので、恐らく先生がおっしゃるとおりの状況で、こういった捺印を要する自治体があるのかどうか、ちょっと分からないですけれども、法令上は求めていないので、このとおりになっていればというところでございます。

○岩下委員 分かりました。

これもあしきローカルルールでないといいのですが、いずれにせよ、そういう認識であれば、とにかく我々としてできることは全部やったということですね。結構だと思います。ありがとうございました。

○菅原座長 ありがとうございます。

ほかにもございますか。

それでは、時間がもう過ぎておりますので、ここまでとさせていただきます。

それでは、ホットラインの処理についてはこの内容で処理させていただきたいと思えます。今後、ワーキングとしてしっかり対応していきたいと思えますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は以上です。

今後の日程については、追って事務局から御案内させていただきます。

また、今日の議論を受けてまた再検討しなければならないと思いますので、ローカルルールの考え方については引き続き皆様御協力をよろしく申し上げます。

田中先生、これまでもかなりの時間を使っていただき、協議の対応など御尽力いただいておりますが、引き続きよろしく申し上げます。

それでは、これにて会議を終了いたします。ありがとうございました。